

住民監査請求監査結果

平成27年8月10日

湯沢市監査委員

目 次

第 1	監査の請求	1
1	請求書の提出日	1
2	請求者	1
3	請求の内容	1
4	請求の要旨に添付された事実を証する書面	3
5	主張する事実の要旨及び措置要求	4
第 2	要件の審査	4
第 3	監査委員の判断	4
第 4	監査の実施	5
1	請求人の証拠の提出及び陳述	5
2	監査対象事項等	5
第 5	事実関係の確認	6
第 6	監査の結果	8
第 7	監査の結論	9
第 8	監査委員の意見	9

第 1 監査の請求

1 請求書の提出日

平成 27 年 6 月 15 日

2 請求者

9 人(住所、氏名は省略)

3 請求の内容(※原文のとおり)

1. 請求の要旨

(1) 本件各支出の概要

本件各支出は、平成 26 年 7 月 11 日～13 日に実施された●●●●氏書画寄贈関係者との接遇に係る、会食、旅行等経費からなる。その内訳は以下一覧のとおりであり、日付は全て平成 26 年度内のもので、各歳出予算科目はNo.1～8 が総務一般管理費(2 款 1 項 1 目)、No.9 が総務財産管理費(2 款 1 項 5 目)からの支出分である。また、No.10 については概算であっても金額を算定することは困難であることから、具体的な金額の提示は行わないが措置請求に含める。

No.	支払日	実施日	歳出予算科目	用 務 (摘 要)	支払金額
1	7/11	7/11	11 節 3 細節	●●●●氏関係者来市時昼食懇談会費	11,330 円
2	8/7	7/11	11 節 3 細節	●●●●氏関係者来市時夕食懇談会費	55,588 円
3	7/12	7/12	11 節 3 細節	●●●●氏関係者来市の際の県内案内時昼食代	7,200 円
4	7/11	7/12, 13	9 節 2 細節	●●●●氏書画寄贈者との懇談会出席旅費	24,800 円
5	7/13	7/13	11 節 3 細節	●●●●氏関係者来市の際の県内案内時昼食代	9,520 円
6	8/7	7/13	11 節 3 細節	●●●●氏関係者来市時夕食懇談会費	47,520 円
7	7/24	7/11～13	10 節 2 細節	●●●●氏関係者来市時土産用うどん代	7,776 円
8	7/10	7/11～13	8 節 1 細節	●●●●氏関係者 新庁舎への書画展示指導謝礼	80,000 円
9	8/28	7/11, 13	14 節 5 細節	7 月分高速国道等利用料(※本件該当のみ)	8,810 円
10		7/11～13	公用車燃料費	※本件用務使用時の公用車の燃料相当額	算定困難

No.1～9 までの支出合計額は 252,544 円であり、公用車の燃料代と併せて後述する理由により違法・不当な財務会計行為であると推認される。

(2) 過度の接遇による違法・不当支出(総論)

本件接遇相手と湯沢市との関係性は、書道家である故●●●●氏の遺族から氏の作品の寄贈を受けたことに端を発する。当該関係者とは本件以外にも過去複数回に渡って公費負担を伴う接遇を重ねており、最低でも平成 25 年度に食糧費から 3 件で計 57,525 円、交際費から 3 件で計 98,150 円、旅費から 5 件で計 372,000 円の支出が確認され、本件と併せた支出総額は 780,219 円にも上る。

寄贈を受けた市として相手方に礼を尽くすにしても、その支出の件数及び金額は過度の接遇による過剰接待との批判を免れないレベルにあり、昨年以降露見した一連の公費不正支出事件を契機に立ち上げられた「公費支出に関する調査特別委員会」がまとめた報告書の中でも「同一人と複数回にわたる会食が散見された。どのような理由があるにせよ、市民目線で見えた場合、過度な接遇と捉えられかねない事案があった(傍点筆者)」と問題提起していることから明らかなように、いくら相手が

貴賓であろうとも、歳出経費の原資を市民の公租公課に頼る以上、住民から理解を得られない支出はその要件を欠くといわざるを得ない。

従って、本件用務は全く必要のない無駄なものであり、係る費用も違法なものと断ぜられる。

(3) 厚遇過ぎる接待経費(一覧のNo.1, 2, 3, 5, 6 該当分)

本件用務では、夕食時の酒席懇談が2件で計103,108円、昼食代が3件で28,050円も費消しているが、1件の用務に係る経費としてみても過剰に過ぎる。

過去に何度も接遇を重ねている相手に対して斯様な接待を行う行為は、宴会行政との誹りを免れず、2夜連続での酒席懇談は言語道断であるのみならず、2日続けての田沢湖や男鹿半島への観光案内と、それに伴う昼食経費は金額の多寡を含め、支出件数が異常である。

また、平成25年11月26日付で●●●●氏の長女が氏の作品の展示会を開く為の指導名目で来市した際には、本件の如き厚遇をしていないことから、その観点からも均衡を逸する違法な優遇であるといえよう。

(4) 公費支出要件を欠く違法な宿泊費用(一覧のNo.4 該当分)

本件用務では、平成26年7月12日～13日にかけて、湯沢市長及び総務企画部総務課秘書室主幹兼室長(当時)の2名が、懇談会出席を理由に当市秋ノ宮に所在する「鷹の湯温泉」に1泊2日の行程で宿泊したとされており、旅行経費として宿泊料@9,800円×2名分、日当@1,300円×2日分×2名分の計24,800円が公費から支給されている。

しかしながら、用務自体が不必要となれば酒席懇談に随伴して発生した宿泊経費も必要性がなくなるのみならず、当市内の宿泊地という近距離性を鑑みれば、いかなる理由をもってしても、旅行経費の無駄と結論付けられる。

(5) 過剰接待に輪をかけた土産品(一覧のNo.7 該当分)

会食経費だけでも相当額の負担がかかっているにもかかわらず、さらに土産品として稲庭うどん@2,592円×3名分の計7,776円を支出しているが、無駄に支出合計額を増やすだけの違法なものといわざるを得ない。

(6) 来訪者に対する無駄な報償金支出(一覧のNo.8 該当分)

当該支出は、●●●●氏の次女が来市した際に係る旅費相当額を、報償金名目で80,000円支出したものであり、その積算根拠は東京～湯沢間の移動に係る鉄道運賃円、秋田～羽田空港間の航空運賃の各往復分、3日分の日当、2泊分の宿泊料からなり、その算出方法は湯沢市職員等の旅費に関する条例に準じたものとなっている。

しかし、前述のとおり、本件用務は公金支出要件を欠く過剰接待であることから、当該報償金もまた無駄な支出であると断ぜられる。

(7) 公用車に係る移動経費(一覧のNo.9, 10 該当分)

本件用務では、接遇相手方を秋田空港まで送迎するのみならず、秋田県内の観光案内の名目により公用車を使用しているのだが、用務自体の必要性がないからには、車両に係る移動経費も全て無駄であり、ETC決済による高速道路利用料金の内訳は以下のとおりである。

No.	利用日	通行区間(I C)		公用車使用事由	通行料	
1	7/11	十文字本線	→	秋田中央	秋田空港への送迎用務(往路)	2,300 円
2	7/11	秋田中央	→	十文字本線	秋田空港への送迎用務(復路)	2,300 円
3	7/12	横手	→	十文字本線	田沢湖への観光案内	320 円
4	7/13	十文字本線	→	昭和男鹿半島	男鹿半島への観光案内	2,030 円
5	7/13	昭和男鹿半島	→	秋田空港	観光地から空港への送迎用務	760 円
6	7/13	協和	→	十文字	用務終了に伴う市職員帰庁分	1,100 円

また、公用車の燃料代もまた違法支出であるのだが、その金額については、ガソリンの単価が各小売店や時期によりレートが異なり、燃費についても JC08 モードによるメーカー公表値は実測値と異なる場合が普通で、運転者のドライビングスタイルによる変動幅が大きくなるという性質がみられ、さらに、公用車運転日誌についても、その記載内容が相当に杜撰であることから、ガソリン補給量の欄に記載された数字の信頼度が薄く、同日付で同車両が当該用務以外にも使用されている点も鑑みれば、概算でその金額を算定することは困難であり、その金額の算定については調査権限を有する監査委員の判断に委ねることとする。

(8) 市の損害

上記記載のとおり、本件用務に伴う歳出経費の合計額 252,544 円及び公用車使用時に係った燃料代相当額は全て、最少経費の原則を規定した地方財政法第 4 条第 1 項に反する過剰接待に基づく触法行為であり、違法・不当な財務会計行為による市の損害と認定し、市長をはじめ本件支出関係職員に対して必要な措置を講じるよう勧告せよ。

4 請求の要旨に添付された事実を証する書面

事実証明

- ①湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1 枚
(支出命令番号 14912)
- ①-2 上記に添付された別紙出席者名簿の写し及び請求明細書の写し 1 枚
- ②湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1 枚
(支出命令番号 15304)
- ②-2 上記に添付された別紙出席者名簿の写し及び請求明細書の写し 1 枚
- ③湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 1 枚(起案 平成 26 年 7 月 12 日 支払年月日 平成 26 年 7 月 12 日 前渡資金整理簿記載 平成 26 年 7 月 12 日)
- ③-2 上記に添付された別紙出席者名簿の写し 1 枚
- ④湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1 枚
(支出命令番号 10980 - 10981)
- ④-2 上記に添付された湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令集合明細書の写し 1 枚及び湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づく旅行命令書の写し 1 枚(命令日 平成 26 年 6 月 27 日)並びに旅費請求書の写し 1 枚(請求日 平成 26 年 6 月 30 日)
- ④-3 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し 2 枚(支出命令番号 10980 精算枝番 1) (支出命令番号 10981 精算枝番 1)
- ⑤湯沢市財務規則に基づく支払決議書の写し 1 枚
- ⑤-2 上記に添付された別紙出席者名簿の写し 1 枚

- ⑥湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1枚
(支出命令番号 15272)
- ⑥-2 上記に添付された別紙出席者名簿の写し及び請求書の写し 1枚
- ⑦湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1枚
(支出命令番号 14184)
- ⑦-2 上記に添付された贈答者名簿の写し及び請求書の写し 1枚
- ⑧湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1枚
(支出命令番号 10595)
- ⑧-2 上記に添付された支払明細書の写し 1枚及び湯沢市財務規則に基づく支払証明書の写し 1枚
- ⑧-3 湯沢市財務規則に基づく精算書の写し 1枚(支出命令番号 10595 精算枝番 1)
- ⑨湯沢市財務規則に基づく支出負担行為兼支出命令書の写し 1枚
(支出命令番号 18439)
- ⑨-2 上記に添付された後納料金等請求書の写し 2枚
- ⑩湯沢市公用車運行管理規程等に基づく公用車運転日誌の写し 7枚(平成 26 年 7 月 11 日 3 枚(車両番号 秋田 300 の 7233、秋田 501 そ 175)、12 日 2 枚(車両番号 秋田 300 の 7233、秋田 501 そ 175)、13 日 2 枚(車両番号 秋田 501 そ 175 秋田 300 の 7233))

5 主張する事実の要旨及び措置要求

監査請求書(措置請求書)及び事実を証する書面に記載されている事項の内容を勘案して、措置要求の要旨を次のように理解した。

平成 26 年 7 月 11 日から 13 日まで来市した際の●●●●氏書画寄贈関係者との接遇により支出した 252,544 円(食糧費 131,158 円、旅費 24,800 円、交際費 7,776 円、報償費 80,000 円、使用料(高速道利用料)8,810 円)と送迎等で使用した公用車の燃料費(算定困難)について、過剰接待に基づく触法行為で違法不当な財務会計行為であると主張し、必要な措置を講じるよう求めている。

第 2 要件の審査

監査の実施に当たり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、地方自治法第 242 条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成 27 年 6 月 25 日に全監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理することとした。

第 3 監査委員の判断 (地方自治法第 242 条の要件に係る判断)

住民監査請求は、市長や市職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補てんを求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求で請求人は、平成 26 年 7 月 11 日から 13 日まで来市した際の●●●●氏書画寄贈関係者との接遇により支出した 252,544 円(食糧費 131,158 円、旅費 24,800 円、交際費 7,776 円、報償費 80,000 円、使用料(高速道利用料)8,810 円)と送迎等で使用した公用車の燃料費(算定困難)について、過剰接待に基づく触法行為で違法不当な財務会計行為であると主張し、必要な措置を講じるよう求めている。

このことについて、審査した過程において、上記でも示しているが住民監査請求は財務会計上の行為等について、損害の補てん等を求めて監査委員に監査を請求する制度で

あるが、本請求で請求人は、送迎等で使用した公用車の燃料費についての算定は困難であり算定については監査委員の判断に委ねると記述されている為慎重に審査した。

車両の燃料消費については、車種、走行距離及び乗車人数並びに高速道路等の使用等により異なる為、厳密なガソリン使用量及びその金額を算定するのは困難であると推察される。しかしながら、「法第 242 条第 1 項の請求は、請求に係る事項の全部についてこれらを証する書面を添付しなければならず、請求の要旨が裏付けるものと客観的に認められることが必要である。(昭和 27 年 5 月 26 日行政実例)」とのことから、請求の要旨が裏付けるものと客観的に認められることについては、添付資料として湯沢市公用車運行管理規程等に基づく公用車運転日誌の写しと 7 月分高速国道等利用料(※本件該当分のみ)の写しが添付されている。以上のことを鑑み、審査の結果地方自治法第 242 条に基づく要件を具備しているものと認め、監査を実施することとした。

第 4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 27 年 7 月 15 日に証拠の提出及び 7 月 16 日に陳述の機会を設けたが、出席する旨の連絡がなかったため、陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査対象事項

地方自治法第 242 条の要件に係る判断により次の 10 点の事項について、本請求に係る支出が違法・不当に当たるかどうかを監査対象とした。

(1)食糧費からの支出について

- ①平成 26 年 7 月 11 日●●●●氏関係者来市時の昼食懇談会費 11,330 円の支出について
- ②平成 26 年 7 月 11 日●●●●氏関係者来市時の夕食懇談会費 55,588 円の支出について
- ③平成 26 年 7 月 12 日●●●●氏関係者来市の際の県内案内時昼食代 7,200 円の支出について
- ④平成 26 年 7 月 13 日●●●●氏関係者来市の際の県内案内時昼食代 9,520 円の支出について
- ⑤平成 26 年 7 月 13 日●●●●氏関係者来市時の夕食懇談会費 47,520 円の支出について

(2)旅費からの支出について

平成 26 年 7 月 12 日、13 日●●●●氏書画寄贈者との懇談会出席旅費 24,800 円の支出について

(3)交際費からの支出について

平成 26 年 7 月 11 日～13 日●●●●氏関係者来市時土産用うどん代 7,776 円の支出について

(4)報償費からの支出について

平成 26 年 7 月 11 日～13 日●●●●氏次女の新庁舎への書画展示指導に係る謝礼

80,000 円の支出について

(5) 使用料の支出及び燃料費について

① 平成 26 年 7 月分高速国道等利用料 8,810 円の支出について

② 平成 26 年 7 月 11 日～13 日●●●●氏関係者来市時の送迎等公用車使用時の燃料費について

(2) 監査対象部局

総務部総務課と財政課を監査対象部局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

また、会計管理者に依頼し、資料の確認を行った。

第 5 事実関係の確認

監査対象事項について、関係機関からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

(1) 食糧費からの支出について(131,158 円)

No.	支払日	実施日	用務(摘要)	支払金額
①	7/11	7/11	●●●●氏関係者来市時昼食懇談会費	11,330 円
②	8/7	7/11	●●●●氏関係者来市時夕食懇談会費	55,588 円
③	7/12	7/12	●●●●氏関係者来市の際の県内案内時昼食代	7,200 円
④	7/13	7/13	●●●●氏関係者来市の際の県内案内時昼食代	9,520 円
⑤	8/7	7/13	●●●●氏関係者来市時夕食懇談会費	47,520 円
合計				131,158 円

① 7 月 11 日正午、本市「稲庭うどん処 佐藤養助 養心館」に於いて●●●●氏次女、●●●●氏弟子 2 人、総務課秘書室主幹兼室長(当時)合計 4 人で昼食懇談会(一人当たり@2,833 円×4 人)を開催したことを確認した。請求人は、支払日を 7 月 11 日としているが事実は、7 月 31 日であることも確認した。

② 7 月 11 日午後 6 時から「奥小安大湯温泉 阿部旅館」に於いて、●●●●氏次女、●●●●氏弟子 2 名、書画寄贈時鑑定人、福祉保健部長、総務課秘書室主幹兼室長(当時)合計 6 人で夕食懇談会(一人当たり@9,265 円×6 人)を開催したことを確認した。

③ 7 月 12 日●●●●氏次女、●●●●氏弟子 2 人を仙北市等へ案内し午後仙北市内に於いて●●●●氏次女、●●●●氏弟子 2 人、総務課秘書室主幹兼室長(当時)、総務課秘書室業務員合計 5 人で昼食(一人当たり@1,440 円×5 人)したことを確認した。

④ 7 月 13 日●●●●氏次女、●●●●氏弟子 2 人を男鹿市へ案内し、午後男鹿市内に於いて、●●●●氏次女、●●●●氏弟子 2 人、総務課秘書室主幹兼室長(当時)、総務課秘書室業務員合計 5 人で昼食(一人当たり@1,904 円×5 人)したことを確認した。

⑤ 7 月 13 日夕食懇談会を「秋の宮温泉郷 鷹ノ湯温泉」に於いて開催し 47,520 円を支出しているが、事実は 7 月 12 日午後 6 時 30 分から開催されたことを確認した。参加者は、●●●●氏次女、●●●●氏弟子 2 人、市長、総務課秘書室主

幹兼室長(当時)合計5人で夕食懇談会(一人当たり@9,504円×5人)であることを確認した。

(2) 旅費からの支出について(24,800円)

市長及び総務課秘書室主幹兼室長(当時)は、7月12日午後6時30分から「秋の宮温泉郷 鷹ノ湯温泉」に於いて●●●●氏次女、●●●●氏弟子2人と懇談会を開催するため宿泊することとし旅費(1泊2日@12,400円×2人)を支出したことを確認した。

(3) 交際費からの支出について(7,776円)

7月11日から13日まで来市していた●●●●氏次女、●●●●氏弟子2人に土産として「稲庭うどん」(一人当たり@2,592円×3人)を支給したことを確認した。

(4) 報償費からの支出について(80,000円)

新庁舎及び稲庭城での書画展示指導のため7月11日から13日まで来市してもらった旅費相当額を●●●●氏次女に謝礼として報償費から支出したことを確認した。

(5) 使用料の支出及び燃料費について(8,810円+燃料相当額)

No.	利用日	通行区間(IC)	公用車使用事由	通行料
①	7/11	十文字本線 → 秋田中央	秋田空港への送迎用務(往路)	2,300円
②	7/11	秋田中央 → 十文字本線	秋田空港への送迎用務(復路)	2,300円
③	7/12	横手 → 十文字本線	田沢湖への観光案内	320円
④	7/13	十文字本線 → 昭和男鹿半島	男鹿半島への観光案内	2,030円
⑤	7/13	昭和男鹿半島 → 秋田空港	観光地から空港への送迎用務	760円
⑥	7/13	協和 → 十文字	用務終了に伴う市職員帰庁分	1,100円

上記表は、請求人が主張した7月11日から13日まで来市していた●●●●氏次女及び●●●●氏弟子2人の送迎等に於ける高速道路利用料金の一覧表であるが、このことについて次のとおり判明した。

上記表の①と②については、7月11日市長が秋田市内に於いて会議があったため高速道路を利用したものであり●●●●氏書画寄贈関係者との接遇に関係がないことが判明した。7月11日●●●●氏次女及び●●●●氏弟子2人の迎えについては、総務課秘書室主幹兼室長(当時)が稲川総合支所の公用車(エルグランド)を使用し秋田空港へ迎えに行き本市へ案内したが、秋田空港へ行く際には高速道路を利用しないで行き●●●●氏次女及び●●●●氏弟子2人を秋田空港から本市へ案内する際には高速道路(通行区間は、協和から湯沢まで1,810円)を利用していることが判明した。③から⑥までは、●●●●氏次女及び●●●●氏弟子2人を案内等するために高速道路を利用したことを確認した。

●●●●氏次女及び●●●●氏弟子2人を案内等をするための公用車の使用状況は、7月11日エルグランド(10当たりの走行距離約7km)、7月12日から13日までは、エスティマ(10当たりの走行距離約10km)であったことが判明した。

なお、過去に●●●●氏書画寄贈関係者が来市したのは、●●●●氏長女が平成26年11月26日1日滞在、●●●●氏次女及び弟子が平成26年11月30日から12月1

日まで2日滞在している。また、寄贈件数は、書 92 点、その他(硯、筆等)21 点とのことである。

第6 監査の結果

合議の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本請求で請求人は、平成 26 年7月 11 日から 13 日まで来市した際の●●●●氏書画寄贈関係者との接遇により支出した 252,544 円(食糧費 131,158 円、旅費 24,800 円、交際費 7,776 円、報償費 80,000 円、使用料(高速道利用料)8,810 円)と送迎等で使用した公用車の燃料費(算定困難)について、過剰接待に基づく触法行為で違法不当な財務会計行為であると主張し、必要な措置を講じるよう求めている。

本件においての経費が支出された経緯は、「●●●●氏の書等」を多数寄贈した寄贈関係者等に感謝の礼を尽くすため、来市するための報償費(旅費相当額)及び懇談会等を開催するための食糧費等を支出したものである。

(1)食糧費からの支出について(131,158 円)

職員からの事情聴取を行った結果等により、次の表のとおりであった。

No.	支払日	実施日	用務(摘要)	参加者	一人当たり	支払金額
①	7/31	7/11	●●●●氏関係者来市時昼食懇談会費	4人	2,833円	11,330円
②	8/7	7/11	●●●●氏関係者来市時夕食懇談会費	6人	9,265円	55,588円
③	7/12	7/12	●●●●氏関係者来市の際の県内案内時昼食代	5人	1,440円	7,200円
④	7/13	7/13	●●●●氏関係者来市の際の県内案内時昼食代	5人	1,904円	9,520円
⑤	8/7	7/12	●●●●氏関係者来市時夕食懇談会費	5人	9,504円	47,520円
合 計						131,158円

上記5件については、昼食及び夕食懇談会等で支出した接遇経費であり社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した食糧費の支出とは言えない。

(2)旅費からの支出について(24,800 円)

職員からの事情聴取を行った結果等により、市長及び秘書室主幹兼室長(当時)は7月12日「秋の宮温泉郷 鷹の湯温泉」に宿泊していることを確認した。

本請求書で請求人は、用務自体が不必要となれば酒席懇談に随伴して発生した宿泊経費も必要性がなくなるのみならず、当市内の宿泊地という近距離性を鑑みれば、いかなる理由をもってしても、旅行経費の無駄と結論付けられるとの主張については、宿泊することが妥当であると市長が判断し宿泊したものであり、支出額については湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づき支出したものであるため、市に損害を与えたとは言えない。

(3)交際費からの支出について(7,776 円)

職員からの事情聴取を行った結果等により、7月 11 日から 13 日まで来市していた●●●●氏次女、●●●●氏弟子2人に土産として「稲庭うどん」(一人当たり@2,592円×3人)を支給したことを確認した。

本請求書で請求人は、会食経費だけでも相当額の負担がかかっているにもかかわらず、さらに土産品として稲庭うどん@2,592円×3名分の計7,776円を支出しているが、

無駄に支出合計額を増やすだけの違法なものとの主張については、来市した3人に対し、土産として一人当たり2,592円(合計7,776円)を支出したことについては社会通念上の儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出とは言えない。

(4)報償費からの支出について(80,000円)

職員からの事情聴取を行った結果等により、新庁舎及び稲庭城での書画展示指導のため7月11日から13日まで来市してもらう旅費相当額を●●●●氏次女に謝礼として報償費から支出したことを確認した。

本請求書で請求人は、本件用務は公金支出要件を欠く過剰接待であることから、当該報償金もまた無駄な支出であるとの主張については、平成26年3月24日開庁した新庁舎及び本市稲庭地区にある「稲庭城」における、建物の特徴や展示レイアウト、他の展示品との調和性などその場所にあった最適な書画を展示するために寄贈者からの展示指導を仰ぐことが最良として●●●●氏次女に来市してもらうために湯沢市職員等の旅費に関する条例に基づき交通費等を算出し報償費として支出したものであるため、市に損害を与えたとは言えない。

(5)使用料の支出及び燃料費について(6,020円+燃料相当額)

職員からの事情聴取を行った結果等により、送迎等における高速道路利用料の経費については、次の表のとおりであった。

No.	利用日	通行区間(IC)	公用車使用事由	通行料
①	7/11	協和 → 十文字本線	秋田空港への送迎用務(復路)	1,810円
②	7/12	横手 → 十文字本線	仙北市への案内	320円
③	7/13	十文字本線 → 昭和男鹿半島	男鹿市への案内	2,030円
④	7/13	昭和男鹿半島 → 秋田空港	男鹿市から空港への送迎用務	760円
⑤	7/13	協和 → 十文字	用務終了に伴う市職員帰庁分	1,100円
合 計				6,020円

本請求書で請求人は、接遇相手方を秋田空港まで送迎するのみならず、秋田県内の観光案内の名目により公用車を使用しているのだが、用務自体の必要性がないからには、車両に係る移動経費、公用車の燃料代も違法支出と主張していることについては、先にも記述しているが来市した●●●●氏次女等寄贈関係者からは貴重な書画等多数寄贈を受けており、本市において感謝の礼を尽くすために関係者の送迎等を行ったものであり、その移動等経費(高速道路利用料及び公用車の燃料代)は市に損害を与えたとは言えない。

第7 監査の結論

請求人の請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

食糧費は、一般的に地方公共団体の長又はその他の執行機関が、普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲にとどまる程度の接遇を行うことは、普通公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、事務に随伴するものとして、許容されるものというべきであるとされている。

しかしながら、食糧費の支出については、住民の負担する税金で賄われていることに鑑み、疑念や不信を抱かれることのないよう透明性を確保すると共に、公益性・行政効果を十分に考慮したうえで適切に対応すべきである。

また、湯沢市公用車運行管理規程等に基づく公用車運転日誌の写しを調査したが、使用時間、用務等が一切記載されていない事案があったので今後規定を順守し適切な対応を望むものである。